

## 岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、別記岩手県公認VTuber「岩手さちこ」のイラスト及び商標「岩手さちこ」（以下「岩手さちこ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の申請)

第2条 岩手さちこを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合及び岩手県（以下「県」という。）が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。

2 岩手さちこを利用しようとする者は、次の各号を全て満たすものとする。

(1) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(2) 日本国内に所在を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、県が適当と認める場合はこの限りでない。

3 第1項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 岩手さちこの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、県が必要と認める書類

### (利用の許諾)

第3条 県は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が本県の魅力発信や県の対外的売込み活動に寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、県は必要があると認める場合には、岩手さちこの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 岩手さちこの利用許諾の期間は、許諾した日から最長3年間とする。

3 県は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（様式第2号）を申請者へ送付する。

### (利用許諾の制限)

第4条 岩手さちこの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
  - (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
  - (7) 岩手さちこの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) 岩手さちこのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) 岩手さちこの定められた色、形状、配色その他岩手さちこの利用が適当でないと認められる場合
  - (10) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
  - (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
  - (12) その他、県が岩手さちこの利用が適当でないと認める場合
- 2 県は、利用を許諾しない場合は、利用不許諾書(様式第3号)を申請者へ送付する。

(利用料)

第5条 岩手さちこの利用料については、当分の間、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく利用すること。
- (3) 原則として、岩手さちこに近接して「岩手県公認VTuber「岩手さちこ」」又は「岩手さちこ(岩手県公認VTuber)」と表記すること。
- (4) 岩手さちこのイメージを損なう展開又は応用使用はしないこと。
- (5) 岩手さちこの利用許諾物件は、県が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、岩手さちこの利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講ずること。
- (6) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第7条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書(様式第4号)を県に提出し、県の許諾を受けなければならない。

2 県は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と

認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書（様式第5号）を交付する。

（許諾期間の延長）

第8条 利用者は利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を越えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾期間延長報告書（様式第6号）を県に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する延長報告書の提出をもって、第3条第1項の許諾を受けたものとする。
- 3 前項による利用許諾の期間は、許諾した日から最長3年間とする。

（許諾の取消し等）

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（第7条の規定による追加又は変更の許諾及び前条の規定による期間延長の許諾があったときは、その追加又は変更後及び期間延長後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から岩手さちこの利用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第3条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他岩手さちこの利用継続が不相当であると認められた場合

- 2 前項の規定による利用許諾の取消しは、利用許諾取消書（様式第7号）をもって行うものとする。
- 3 県は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 県は、利用者に岩手さちこの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与し、又は、商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 県は、岩手さちこの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責

任を負わない。

- 2 利用者は、岩手さちこを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、岩手さちこの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 県は、岩手さちこの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、岩手さちこの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、岩手さちこの利用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月10日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 3 項関係）

令和 年 月 日

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長 様

〒

住所  
商号又は名称  
代表者職  
代表者氏名

岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」利用申請書

岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用内容 (利用目的及び利用方法)	
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
岩手さちこ名の記載場所	
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL :

添付書類

- (1) 利用する物件の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）

様式第2号（第3条第3項関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用許諾書

令和 年 月 日付で利用申請のあった岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用については、（下記条件を付して、）本通知により許諾します。

なお、岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用にあたっては、「岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用取扱規程」を遵守してください。

記

許諾番号第 ー 号

様式第3号（第4条第2項関係）

令和 年 月 日  
第 号

様

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用不許諾書

令和 年 月 日付けで利用申請のあった岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用については、下記の理由により許諾できません。

記

（不許諾とする理由）

様式第4号（第7条第1項関係）

令和 年 月 日

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長 様

〒

住所  
商号又は名称  
代表者職  
代表者氏名

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用許諾内容変更申請書

令和 年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾を受けた岩手県公認VTuber 岩手さちこの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容（すべてお書きください）	変更をする内容（変更がある部分のみ記載）
利用内容 （利用目的及び利用方法）		
利用期間		
岩手さちこ名の記載場所		
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

添付書類

- （1） 変更する内容がわかる見本
- （2） 当初の利用許諾書の写し（コピー）



様式第5号（第7条第2項関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用変更許諾書

令和 年 月 日付で利用許諾内容変更申請のあった岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用については、（下記条件を付して、）本通知により変更を許諾します。

なお、岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用にあたっては、「岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用取扱規程」を遵守してください。

記

許諾番号第 ー 号

様式第6号（第8条第1項関係）

令和 年 月 日

岩手県商工労働観光  
観光・プロモーション室長 様

〒

住所  
商号又は名称  
代表者職  
代表者氏名

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用許諾期間延長報告書

令和 年 月 日付け許諾番号第 一 号で許諾を受けた岩手県公認VTuber 岩手さちこの利用について、次のとおり利用期間を延長したいので報告します。

記

1 許諾番号

2 利用許諾された期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 延長利用とする期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 延長利用とする理由

5 その他特記事項

様式第7号（第9条第2項関係）

第 号  
令和 年 月 日

様

岩手県商工労働観光部  
観光・プロモーション室長

岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用許諾取消書

令和 年 月 日付け許諾番号第 ー 号で許諾した岩手県公認VTuber「岩手さちこ」の利用について、岩手県公認VTuber「岩手さちこ」利用取扱規程第9条第1項の規定により取り消します。

記

(理由)